

岩手県告示第572号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成29年7月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 久慈市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 久慈都市計画教育文化施設事業1号久慈市情報交流センター
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 久慈市中央三丁目及び本町一丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成29年7月21日から平成31年3月31日まで